

## 宇部市飲食店応援支援金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県（以下「県」という。）がやまぐち安心飲食店認証制度実施要綱及びやまぐち安心飲食店応援支援金給付要領の規定に基づき、県が定める認証基準に基づく感染防止対策を実施している飲食店等に対し交付するやまぐち安心飲食店の認証を受けた飲食店等に対し、宇部市飲食店応援支援金（以下「支援金」という。）を給付するために必要な事項を定める。

### (給付の対象となる者)

第2条 支援金の給付対象者は、市内に店舗を有している次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 県が実施する「やまぐち安心飲食店応援支援金」の給付決定者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

### (給付額)

第3条 支援金の給付額は、1店舗当たり10万円とする。

### (給付申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする給付対象者は、宇部市飲食店応援支援金給付申請書(様式第1号)に、次の号に掲げる書類を添えて、令和4年1月31日までに、市長へ提出しなければならない。

- (1) やまぐち安心飲食店の認証通知書兼応援支援金給付決定通知書の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書

### (給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請が給付の要件に適合していると認めたときは、当該店舗について支援金の給付を決定するものとする。

2 市長は、支援金の給付決定を行ったときは、給付決定額を対象事業者が指定した金融機関の口座に振込むものとする。

### (不給付要件)

第6条 支援金の申請を行う事業者が、次のいずれかに該当するときは、宇部市飲食店応援支援金不給付決定通知書(様式第2号)により不給付を通知するものとする。

- (1) 第2条各号に該当しないことが明らかである者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、応援支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者。

(支援金の返還等)

第7条 市長は、支援金の給付を受けた対象事業者が、偽りその他不正行為によって給付を受けたことが判明した場合又は申請後6か月以上にわたって、申請に係る感染防止対策を継続して営業していないことを確認した場合、宇部市飲食店応援支援金給付決定取消通知書兼返還命令書(様式第3号)により、当該事業者に対する支援金の給付決定を取り消すとともに支給した支援金を返還させるものとする。

2 前項の規定において、その事情を勘案し、市長がやむを得ないと判断した場合はこの限りではない。

(督促及び遅延利息)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則(昭和44年規則第4号)の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により督促を受け、指定された期限(以下「指定期限」という。)までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例(昭和39年条例第57号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。